

2026（令和8）年1月20日

RISU Japan 株式会社 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

TEL 048-844-8972/FAX 048-829-7444

E-mail nakusukai.01@saitama-k.com

理事長 池本



差 止 請 求 書

第1 差止請求について

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者契約法に基づく適格消費者団体として認定を受けております。

当会は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本差止請求書を差し出します（したがって、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後は、消費者契約法に定める差止請求に係る訴えを提起することができます。）。

つきましては、本書面到達後1週間以内に、書面にて貴社の対応をご回答ください。なお、本請求書及び貴社からのご回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

第2 請求の要旨

- 1 貴社が使用する RISU サービス利用規約第10条4項「契約者は、本サービス契約内容を解約する場合、第6条に基づき解約時点までに支払義務が生じた利用料金等に関し、当社所定の方法で支払うものとし、既に支払済の利用料金

等は、別途諸規定による定めがない限り、払い戻されません」という条項の使用停止を求めます。

- 2 貴社ホームページ (<https://www.risu-japan.com>) における「料金について」の「解約はいつでも OK 手数料なし」という表記の使用停止を求めます。
- 3 貴社ホームページ (<https://www.risu-japan.com>) の「RISU 算数申込フォーム」と題する画面（最終確認画面）を契約申込画面として表記し、消費者と契約締結することの停止を求めます。

第3 紛争の要点

1 請求の要旨第1項について

貴社は、本規約において中途解約における利用料金等の返金はおこなわないと定め、その実質的な理由としては、1年間の契約が成立することで、契約者に対するシステム等の費用（＝損害の額）が確定しており、解約の申告期限も超過した時点で、次回更新時のすべてのサーバー等のインフラはすでに確保・設置済となるためだとしております。

この点、貴社が消費者と締結する契約については、民法第656条の準委任契約ないしはそれに類する無名契約に該当すると解されますが、この場合、当事者はいつでも契約を解除でき、相手方に不利な時期に解除をした場合には、やむをえない事由による解除でない限り、解除をした当事者は相手方の損害を賠償しなければならないと規定されておりますので、そうすると、中途解約時に一切の返金をおこなわない旨を定める本件規約は、民法第651条による場合よりも消費者の権利を制限する特約と言えます。

また、契約者がすでに利用した分、すなわち利用回数に応じたシステム等の維持管理費用が貴社の言うところの損害として発生することは一定の理解はできますが、逆に、貴社が多く为消费者と大量に取引をおこなっており、個々の契約で生じうる損害をあらかじめ価格に織り込むことにより、契約者に対するシステム等が解約によってすべてが無に帰するとも言えない等の理由から、

解約後において、契約者に対するシステム等の維持管理費用（＝損害の額）がすべて一律に発生することは考えられません。

したがって、解約申出時期を問わずに返金を一切しないとする本件規約は、準委任契約の解約権を一切制限するもので、民法651条の規定よりも、消費者の権利を制限し、信義則に反し、消費者の利益を一方的に害する規定であり、消費者契約法10条に違反し、且つ実質的に利用料金等の全額を違約金として没収する規定と何ら変わりはなく、事業者の平均的損害を上回る損害賠償の予定条項に該当し、消費者契約法9条に違反します。

2 請求の要旨第2項について

貴社のホームページ上では、解約について、「解約はいつでも OK 手数料はなし」との表記がありますが、これを一般消費者が見た場合、解約は年度の途中でであってもいつでもできて、年度の途中で解約した場合であっても、残りの期間の基本料金は返金されるかのような印象をもつものと言えます。

しかしながら、実際は、年度の途中で解約をした場合でも、貴社が受領した基本料金は返金されることはなく、ホームページの表記と実際の解約処理は大きく異なることになり、この点で消費者を大きく誤認させるおそれがあります。

したがって、貴社ホームページ中の本件表記は、景品表示法第5条2号の有利誤認表示に該当し、かつ、特定商取引法第12条で禁止される誇大広告等にも該当します。

3 請求の要旨第3項について

貴社はホームページの「RISU 算数申込フォーム」と題する画面が最終確認画面になると主張しておりますが、その画面を見ても特定商取引法第12条の6第1項1号及び2号が規定する記載事項がまったく見当たらず、同法同条に違反します。

4 よって、消費者契約法第12条3項、景品表示法第34条1項2号、特定商取引法第58条の19第2項に基づき、請求の要旨のとおり請求をいたします。

第4 訴えを提起する予定の裁判所

さいたま地方裁判所

以上

《本件に関する問合せ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

事務局 清水

TEL : 048-844-8972/FAX : 048-829-7444